

保険・年金 フォーカス

暴力団排除条項について 生命保険約款への導入(2012年4月)

保険研究部門 上席主任研究員 小林 雅史
(03)3512-1776 masashik@nli-research.co.jp

1——暴力団排除条項とは

1 | 暴力団排除条項の概要

暴力団排除条項とは、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款などに、あらかじめ

①暴力団を始めとする反社会的勢力が、当該取引の相手方となることを拒絶する

②当該取引が開始された後に、相手方が暴力団を始めとする反社会的勢力であると判明した場合や相手方が不当要求を行った場合に、契約を解除してその相手方を取引から排除できる

旨定める条項である(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」、2007年6月19日、首相官邸ホームページ)。

この指針の解説によれば、指針は、反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応を定めたものであり、法的拘束力はないとされているが、契約書や取引約款に暴力団排除条項を盛り込むことが望ましいとされ、契約締結の時点では「契約自由の原則」により、暴力団との契約を拒絶し、契約後も、こうした暴力団排除条項の導入により、契約締結時に「自分は暴力団関係者ではない」と虚偽の申告をしたり、不当・違法な行為を行った場合などには、「信頼関係破壊の法理」により契約を解除することができることとされた。

2 | 金融機関の対応

金融機関においては、たとえば全国銀行協会では、2008年11月に融資取引、2009年9月に普通預金取引・当座勘定取引などについて、暴力団排除条項や暴力団関係者でないことを表明・確認させる口座開設申込書などの参考例を会員銀行に通知しており、こうした暴力団排除条項により、加入時に暴力団員ではない旨の虚偽の申告をして開設した普通預金口座が解約された例もすでに発生している(警察庁組織犯罪対策部暴力団対策課、企画分析課「平成22年の暴力団情勢」、2011年4月、警察庁ホームページ)。

2—生命保険約款への暴力団排除条項の導入

1 | 検討の経緯

生命保険協会は、政府での「企業が反社会勢力による被害を防止するための指針」策定を踏まえ、暴力団を始めとする反社会的勢力との関係を遮断・解消するための取組を推進してきたが、2011年6月、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団員などである場合は、保険契約を解除することができる旨などを定める暴力団排除条項の導入を決定し、会員各社に「反社会的勢力への対応に関する保険約款の規定例」を示し、各社は順次、保険約款の改定を行い、新約款による生命保険契約の締結が開始されることとなった(警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長「生命保険約款への暴力団排除条項の導入について」、2012年1月19日、警察庁ホームページ)。

2 | 暴力団排除条項の内容

約款においては、重大事由による保険契約の解除に関する条項(保険金を不法に取得するために被保険者を殺害しようとしたり、詐欺による保険金請求を行おうとしたりした場合などに保険会社が保険契約を解除することができる旨定めた条項)に暴力団排除条項が追加された。

具体的には、保険契約者、被保険者または保険金受取人が、

- ①暴力団、暴力団員(暴力団でなくなった日から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当すると認められること
- ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜の提供をするなどの関与をしていると認められること
- ③反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ④保険契約者または保険金受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ⑤その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

に該当する場合は、保険会社は保険契約を解除でき、保険金も支払わない旨定めている。

なお、保険契約が解除される場合には解約返戻金と同額の返戻金が保険契約者に支払われる。

3—おわりに

生命保険会社においては、従来より、暴力団関係者による保険金詐欺事件発生などを踏まえ、モラルリスク回避の観点から、契約締結時に「契約自由の原則」により暴力団関係者の加入を排除してきたものと考えられるが、いったん加入した後は、暴力団関係者であると判明した場合でも、実際に保険金を不法に取得するために被保険者を殺害しようとしたり、詐欺による保険金請求を行おうとしたりしたケース(重大事由による保険契約の解除条項が適用可能なケース)などを除き、解除は極めて困難であった。

2012年4月の生命保険会社による暴力団排除条項導入により、加入後に暴力団関係者であると判明した場合の解除について約款上明記されたことから、反社会的勢力の一掃に向けた慎重かつ厳正な運用が望まれる。